

平成25年10月25日

市政記者クラブ 各位

島原市長 古川 隆三郎

島原市職員の懲戒処分等の実施について

平成25年10月24日付で地方公務員法第29条の規定による懲戒処分等下記のとおり行いましたので、お知らせします。

記

1 高齢者無料入浴サービス事業に係る補正予算議決前の事業の広報掲載及び優待入浴券配布の件

(1) 事案の概要

福祉保健総務グループが高齢者無料入浴サービス事業において、補正予算議決前に期間を延長した事業の広報掲載及び優待入浴券を配布したものの。

(2) 被処分者及び処分内容

次の者に対し「減給10分の1を1か月間」

福祉保健部 部長 55歳(男)

次の者に対し「戒告」

福祉保健部福祉保健総務グループ 副参事 51歳(男)

福祉保健部福祉保健総務グループ 主任 48歳(男)

市長公室 部長 58歳(男)

(3) 処分年月日

平成25年10月24日

(4) 関係職員に対する処分

3人に対して文書による「訓告」、1人に口頭による「厳重注意」を行った。

2 市長コメント

本市職員がこのような不適切な事務処理を行ったことに、市民の皆様及び市議会に対し心からお詫び申し上げます。

関係職員に対しては、厳正な処分をもって対応させていただきました。

予算につきましては、議会の議決をいただいて、初めてその執行ができるという最も基本的かつ重要な原理、原則への配慮を欠き議会の議決権を軽視するような結果となりました。

今後、再びこのような事態が発生しないよう、再発防止策を講じるとともに、全職員に対しまして、改めて適切な事務処理の徹底について、万全を期するよう指導してまいります。



有明海にひらく湧水あふれる
火山と歴史の田園都市 島原

担当：政策企画グループ

人事班 横田

電話：0957-63-1111（内線 126）

E-mail：jinji@city.shimabara.lg.jp